専門医 様

現在、かかっている病気が治癒または軽快し、他の園児への感染のおそれがなくなりましたら、お手数でも保護者に「登園してよい」旨を指導し、下記の「登園許可証」に記入をお願いします。

(●印の感染症については、「登園許可証」に代わる「療養解除届」を保護者が記入します。)

登 園 許 可 証

保護者記入欄

保育園 組 氏名

下記の感染症に罹患しましたが、本日の診察では集団保育に支障がないと認められますので、下記の期日より登園して差し支えありません。

病名(主治医記入欄・・・・該当に〇をお願いします。)

第1種	・エボラ出血熱 ・クリミア ・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群(SARS) ・中東呼吸器症候群(MERS) ・特定鳥インフルエンザ その他新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第2種	●インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) ・百日咳 ・麻しん(はしか) ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風しん(三日はしか) ・水痘(水ぼうそう) ・咽頭結膜熱(アデノウイルス感染症) ●新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	・腸管出血性大腸菌感染症(〇一157、〇一111、〇一26 など) ・流行性角結膜炎(はやり目) ・急性出血性結膜炎 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸チフス ・パラチフス

★これらの病気にかかり、症状が重い場合や、そのときの発生状況や流行の大きさによって登園停止が望ましい場合は、保護者に説明のうえ記入をお願いします。
・ 溶連菌感染症 ・ マイコプラズマ感染症 ・ 伝染性紅斑(りんご病)
・ ヘルパンギーナ ・ 手足口病 ・ ウイルス性肝炎 ・ とびひ(伝染性膿痂疹)
・ アタマジラミ ・ RSウイルス ・ 感染性胃腸炎(ノロ・ロタなど)
・ その他(

登園してもよいと認められる年月日【令和 年 月 日から】

登園後の注意事項:

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名